

育児休業等規則について（概要版）

1 制定趣旨

職員就業規則第43条第2項の規定に基づき、育児休業及び勤務時間の短縮等の措置について必要な事項を定める。

2 概 要

《 育 児 休 業 》

(1) 育児休業の要件（3条及び4条）

①原則として3歳に満たない子を養育する職員

- ・配偶者の出産後8週間以内の期間内にされた最初の育児休業については、特別な事情がなくても、再取得が可能
- ・配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合であっても、取得が可能

[育児休業対象外]

- ・任期の定めのある職員のうち一定のもの
- ・1歳6か月（民間対象年齢）を超えて申出があった場合において当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるとして当該申出を拒まれた者
- ・労使協定で育児休業をすることができない職員として定められた一定の職員

②理事長への申出

③特別の事情がある場合は、再度の申出が可能

[特別な事情]

- ・産前休業、出産等により育児休業が終了した後、対象となった子が死亡、職員と別居
- ・介護休業により育児休業が終了した後、対象家族が死亡、職員との親族関係が消滅
- ・休職、停職の処分により育児休業が終了した後、当該休職、停職の期間が満了
- ・育児休業職員の負傷、疾病等により、子の養育ができず、育児休業を終了したが、子を養育することができる状態に回復
- ・配偶者による養育後に再度の育児休業を申し出ることをあらかじめ計画
- ・配偶者の入院、配偶者との別居等により子の養育に著しい支障
- ・育児休業終了後、子の負傷、疾病等により世話が必要
- ・保育所への入所を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない

(2) 育児休業の申出（5条～8条）

①申出期限は1月前まで（出産予定日より早く子が出生したこと等特別の事情がある場合は1週間前まで）

②育児休業開始予定日の前日までに①の特別の事情が生じた場合は、1回に限り、開始予定日の繰上変更が可能。

③育児休業終了予定日の1月前までに申し出ることにより、原則として1回に限り、終了予定日の繰下変更（延長）が可能。配偶者の入院、配偶者との別居により子の

養育に著しい支障が生じる場合は再度の延長が可能

- ④育児休業開始予定日の前日までは育児休業申出の撤回が可能。撤回後は、原則として、当該子についての育児休業の申出はできない。

(3) 育児休業期間の終了等 (10条)

一定の事情が生じた場合は、育児休業期間は終了

- ・子の死亡、子が職員の子でなくなったとき、子を養育しなくなったとき
- ・産前休業開始・出産、新たな育児休業・介護休業の開始
- ・退職、停職の処分を受けたとき

(4) 代替職員 (11条)

- ①業務分担の変更その他の方法によって当該職員の業務を処理することが困難と認めるときは、代替職員の採用を行うものとする。

- ②代替職員の任期は、育児休業期間の範囲内（その範囲内で更新可能）

(5) 育児休業職員の給与 (12条～14条)

- ①育児休業期間は給与を支給しない。

- ②期末・勤勉手当は、

基準日以前6箇月以内に勤務した期間がある職員には、その期間に応じて支給。

- ③育児休業期間の100/100以下を勤務したものとみなして給料を復職時に調整

- ④退職手当については、育児休業期間のうち

- ・子が1歳に達する月までの期間は、その月数の1/3
 - ・子が1歳から3歳に達するまでの期間は、その月数の1/2
- を在職期間から除算する。

《勤務時間の短縮等の措置》

(1) 育児部分休業の要件 (15条～17条)

- ①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

[育児部分休業対象外]

- ・引き続き雇用された期間が1年に満たない職員（労使協定で育児部分休業をすることができない職員として定められている場合に限る）。

- ②理事長への申出

- ③勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて育児時間と合わせて2時間（30分単位）

(2) 育児部分休業の終了等 (18条2項)

育児休業の規定を準用

(3) 育児部分休業職員の給与 (19条)

勤務しない時間は給与を減額

(4) 育児を行う職員の早出遅出勤務 (20条)

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、申し出ることにより、勤務時間の開始及び終了時刻を繰り上げ、又繰り下げることができる。

(5) 育児を行う職員の時間外の制限等 (21条)

- ① 3歳に満たない子を養育する場合、原則として、時間外勤務をさせることはできない。
- ② 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、原則として、1月に24時間、1年に150時間を超えて時間外勤務をさせることはできない。
- ③ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、原則として、深夜（午後10時から午前5時まで）勤務をさせることはできない。